

政令第 号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令  
内閣は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築基準法施行令の一部改正）

第一条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第二条第三十三号ただし書」を「第二条第三十五号ただし書」に改める。

第三百三十六条の二の五第一項第一号イ及びロ中「増進等」を「増進その他適正な土地利用の確保及び都市機能の増進」に改め、同号ハ中「増進等」を「増進その他適正な土地利用の確保及び都市機能の増進」に、「以下この条」を「次項」に改め、同号ホ中「当該集落地区計画の」を「当該」に、「保持等」を「保持その他適正な土地利用の確保」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ中「増進等」を「増進その他適正な土地利用の確保及び都市機能の増進」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 歴史的風致維持向上地区計画の区域にあつては、当該区域にふさわしい良好な住居の環境の確保

、商業その他の業務の利便の増進その他適正な土地利用の確保及び都市機能の増進に貢献し、かつ、当該区域における歴史的風致（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第一条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上を図る観点から見て合理的な制限であることが明らかなもの

第三百三十六条の二の五第一項第四号イ中「地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画」を「地区計画等（集落地区計画を除く。）」に、「住宅等」を「住宅その他の建築物」に、「住居等」を「住居の環境の確保その他市街地」に改め、同号ロ中「住宅等」を「住宅その他の建築物」に、「保持等」を「保持その他適正な土地利用の確保」に改める。

（都市公園法施行令の一部改正）

第二条 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「次の」の下に「イからハまでの」を加え、同号に次のように加える。

ハ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

第三十一条第六号を次のように改める。

六 教養施設のうち、次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、体験学習施設その他これらに類するもの

ロ 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に同法第五条第二項第三号ロに掲げる事項としてその新設又は改築が定められたものに限る。）

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第三条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第十三項第二号ハ中「第十二条の四第一項第三号」を「第十二条の四第一項第四号」に改める。

第二十二条の八第十七項を次のように改める。

17 法第三十四条の二第二項第十一号の二に規定する政令で定める歴史的風致維持向上支援法人は、民法

第三十四条の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとする。

第二十二条の八第十八項中「定める」の下に「計画は、国土交通省の作成した苫小牧地区及び石狩新港地区の開発に関する計画並びに青森県の作成したむつ小川原地区の開発に関する計画とし、同号に規定する政令で定める」を加える。

第二十五条の四第二項第二号ハ中「第十二条の四第一項第三号」を「第十二条の四第一項第四号」に改め、同条第三項第二号中「及び同項第三号」を「及び同項第四号」に改める。

第三十八条の四第二十二項第二号ハ中「第十二条の四第一項第三号」を「第十二条の四第一項第四号」に改める。

第三十九条の五第十八項を次のように改める。

18 法第六十五条の四第一項第十一号の二に規定する政令で定める歴史的風致維持向上支援法人は、民法

第三十四条の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとする。

第三十九条の五第十九項中「定める」の下に「計画は、国土交通省の作成した苫小牧地区及び石狩新港地区の開発に関する計画並びに青森県の作成したむつ小川原地区の開発に関する計画とし、同号に規定する政令で定める」を加える。

第三十九条の七第九項第二号ハ中「第十二条の四第一項第三号」を「第十二条の四第一項第四号」に改め、同条第十項第二号中「及び同項第三号」を「及び同項第四号」に改める。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第四条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号の四の次に次の一号を加える。

十二の五 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条

第一項及び第二項並びに第三十三条第一項及び第二項

(地方住宅供給公社法施行令の一部改正)

第五条 地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年政令第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第三十一号を第三十二号とし、第二十四号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十五条第

六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令の一部改正)

第六条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令(昭和四十一年政令第三百八十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号二中(8)を(9)とし、(3)から(7)までを(4)から(8)までとし、(2)の次に次のように加える。

- (3) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存のために必要な建築物

第六条第四号ハ中(10)を(11)とし、(3)から(9)までを(4)から(10)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第十二条第一項の規定により指定された

歴史的風致形成建造物の保存のために必要な工作物

第六条第六号ハ(1)中「(8)まで」を「(9)まで」に改める。

(首都圏近郊緑地保全法施行令の一部改正)

第七条 首都圏近郊緑地保全法施行令(昭和四十二年政令第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第三十二号を第三十三号とし、第二十九号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存に係る行為

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正)

第八条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中第十五号を第十六号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十三条第一項第三号

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部改正）

第九条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）の一部を次のように改正する。

第七条中第三十二号を第三十三号とし、第二十九号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存に係る行為

（都市計画法施行令の一部改正）

第十条 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。



第十四条の二の表防災街区整備地区計画の項の次に次のように加える。

歴史的風致維持向上 地区計画	
一 歴史的風致維持向上地区計画の位置及び区域	二 当該区域の土地利用に関する基本方針（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第三項第二号に掲げる事項に係る部分を除き、都道府県が定める地域地区の区域その他国土交通省令で定める区域において定められる場合に限る。）
三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第三十一条第二項第四号に規定する地区施設のうち道路（袋路状のものを除く。）で幅員八メートル以上のものの配置及び規模	四 建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの（これらの事項が都道府県が定める地域地区の区域その他国土交通省令で定める区域において定められる場合に限る。）
イ 建築物等の用途の制限	

(地方道路公社法施行令の一部改正)

第十一条 地方道路公社法施行令(昭和四十五年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第二十八号を第二十九号とし、第二十号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

二十 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十五条第六項及び第七項

(公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正)

第十二条 公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和四十七年政令第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十五条第六

項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

(日本下水道事業団法施行令の一部改正)

第十三条 日本下水道事業団法施行令(昭和四十七年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

(都市緑地法施行令の一部改正)

第十四条 都市緑地法施行令(昭和四十九年政令第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第三十八号を第三十九号とし、第三十五号から第三十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十二条第

一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存に係る行為

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正)

第十五条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中第二十九号を第三十号とし、第二十三号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第十六条 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中第二十九号を第三十号とし、第二十二号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

(国立大学法人法施行令の一部改正)

第十七条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第四十六号までを一号ずつ繰り上げ、第四十七号を第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十七 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第

六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

(独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令の一部改正)

第十八条 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第

六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

(地方独立行政法人法施行令の一部改正)

第十九条 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第二十一号」を「第十九号」に改め、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）

第二十条 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第三十五号を削り、第三十四号を第三十五号とし、第三十三号の次に次の一号を加える。

三十四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第

六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

（独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令の一部改正）

第二十一条 独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令（平成十五年政令第五百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

（独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令の一部改正）

第二十二条 独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

第二十三条 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中第三十号を第三十一号とし、第二十四号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正）

第二十四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号



(景観法施行令の一部改正)

第二十五条 景観法施行令(平成十六年政令第三百九十八号)の一部を次のように改正する。

第九条中「防災街区整備地区整備計画」の下に「、歴史的風致維持向上地区整備計画」を加える。

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第二十六条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百二十一 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)

附 則

(施行期日)

1 この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日(平成二十年十一月四日)から施行する。

(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

2 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の八第十二項の改正規定及び同條第十三項から第十六項までの改正規定中「第十六項」を「第十七項」に改める。

第三十九條の五第十三項の改正規定及び同條第十四項から第十七項までの改正規定中「第十七項」を「第十八項」に改める。

附則第十六條第五項及び第七項中「第十六項」を「第十七項」に改める。

附則第四十條第二項及び第五項中「第十七項」を「第十八項」に改める。

## 理由

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行に伴い、建築基準法施行令その他の関係政令について所要の規定の整備を行う必要があるからである。